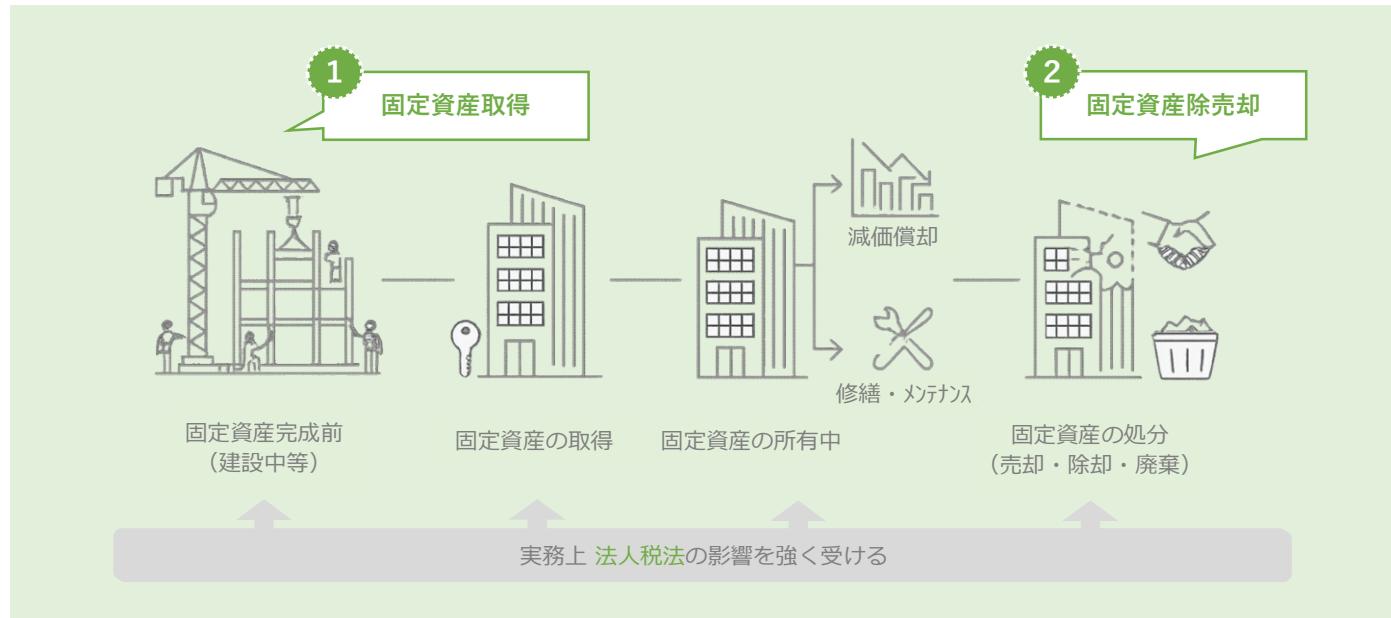


【全体概要図】



(2) 固定資産の計上時点と減価償却開始時点

固定資産の会計処理においては、固定資産の計上時点と減価償却の開始時点を明確に区別して理解する必要がある。

実務上、よく混同されるケースが見受けられ、両者は同一ではなく、同一に扱うと会計処理を誤る可能性がある。

固定資産の計上時点は、当該資産について所有権を取得し、使用可能な状態となった時点である。重要なのは実際に使用しているか否かではなく、企業がその資産を支配し、いつでも使用できる状態にあるかどうかである。例えば、機械装置について据付工事が完了していれば、稼働開始前であっても固定資産として計上される。

一方、減価償却の開始時点は、固定資産を事業の用に供した時点、すなわち実際に使用を開始した時点である。固定資産として計上されても、事業に使用していない期間については、原則として減価償却は行われない。

要するに、固定資産は「所有し使用可能な状態」で計上、「事業に使用し始めた状態」から減価償却開始というのが基本である。

(3) 固定資産の計上単位について

実務上、計上単位も問題となることがある。請求書単位で固定資産を計上しているケースが見受けられるが、請求書は固定資産の計上時期と無関係ではないものの、直結するものではない。

例えば、生産設備の一部分のみを廃棄するというケースでは、固定資産を「生産設備一式」として計上していると、具体的な除却（廃棄）金額の判定が困難となる。要するに、いくら除却したらよいか分からなくなってしまう。

そのため、なるべく取替投資が行われる単位を意識した固定資産計上を行なうことが望ましい。

ただし、これは購入先から提示される証憑にも依存するため、細分化するにあたっての限界はある点に留意が必要である。

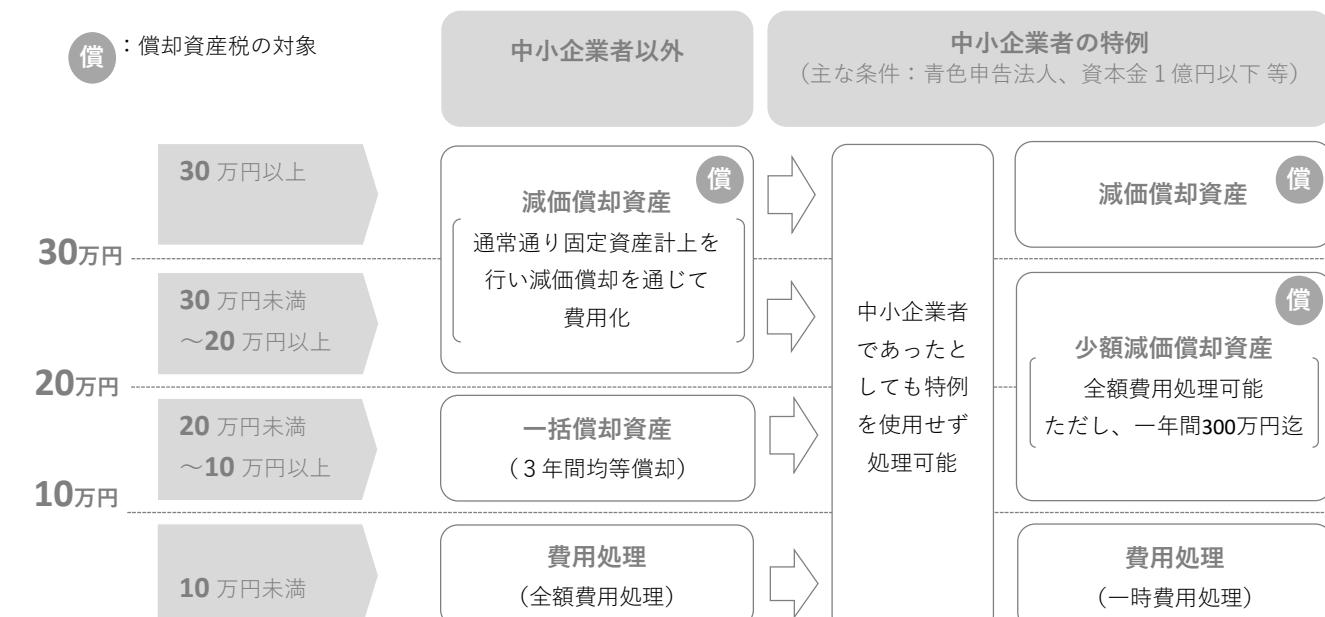
1 固定資産取得の実務上の取り扱いについて

(1) 固定資産の除却、廃棄について

有形／無形固定資産はその名の通り、資産であるため支出時に資産計上を行う。

ただし、長期使用できる資産が全て固定資産として計上される訳ではなく、消耗品費等で費用計上されるものも多い。

では、消耗品と固定資産の境はどこにあるのか。結論、実務上は企業の規模ごとに金額の基準を設けて固定資産計上の要否を判定することとなる。具体的な基準は一般的に税務に従うこととなり、取得に関するルールをまとめると以下の通りである。



2 固定資産の処分（売却・除却・廃棄）について

⇒ 固定資産は取得から使用を経て、最終的にはどのような資産も廃棄、除売却に行き着く。

具体的には、固定資産の使用をやめ固定資産から外す（除却）、売る（売却）、捨てる（廃棄）が行われることで、帳簿上計上された固定資産を除外する処理が必要となる。除却や廃棄の場合には帳簿額が損失として処理されるが、売却の場合にはその販売金額によって売却損益を計上することとなる。なお、除却は廃棄を含む概念で、廃棄した資産は基本除却処理を行う。

(1) 固定資産の除却、廃棄の情報伝達について

会計処理を行う部署（以下経理部門という）で使用される固定資産も存在するが、それ以外も現場で使用するものも多い。経理部門が見える範囲に全ての資産があれば良いが、通常、現場と経理部門は物理的に離れていることが多い、その場合、その使用状況や現存するかどうかを確認出来ない。その場合、固定資産の除却、廃棄が行われたとしても、経理部門が認識出来ない以上、会計処理を行うことも出来ず、結果的に固定資産の除売却処理が漏れてしまうことがある。そのため、経理部門に除売却に関する情報を伝達する必要があり、例えば、稟議制度や別途報告体制を設けることが考えられる。

(2) 固定資産の実査について

固定資産実査も除却、廃棄された資産を把握する有用な手続である。

もし仮に前段の固定資産除却（廃棄）の報告が漏れた場合、結果として会計処理が漏れてしまうこととなる。

個人的見解を含むが、実際には存在しない資産をその事実に気づかず計上し続けている会社は意外と多く存在し、多くは上述の点に原因がある。その点、その現物が存在するか否かを確認していれば、少なくとも確認時点では除却（廃棄）の処理が可能となる。補足であるが、固定資産実査をしない場合、存在しない資産まで償却資産として申告してしまう可能性がある。

そのため固定資産実査は償却資産税の節約にも繋がる可能性があることから、その判定時期が1月1日であることから、決算期に関わらず12月に実施する会社も多い。